

(仮称)公共交通基本条例について

公共交通の現状と課題

- ・公共交通の利用者は年々減少しており、その結果公共交通事業者の経営悪化を招き、公共交通の路線廃止や縮小などが行われている。このようなことから公共交通のサービスが低下し、さらに公共交通利用者が減少するという悪循環に陥っている
- 市民・公共交通事業者・行政の役割や責務を明確にし、協働で公共交通の利用促進に取り組むことが必要
- ・人口減少社会を迎え、公共交通を利用する層の減少により、現状の公共交通網のままでは、公共交通サービスの維持ができなくなる
- ・超高齢社会の到来により移動手段を持たない高齢者が増加することから、公共交通のニーズが高まる
- 効率的な公共交通サービスの提供と、利用者ニーズを反映した利便性の高い公共交通サービスの両方を確立することが必要

(仮称) 公共交通基本条例

目的

公共交通に関する基本理念、市民・公共交通事業者・行政の役割や責務及び基本的な施策等を定めて、公共交通の維持・充実に資することにより、円滑に移動可能な地域社会の実現を目指す

基本理念

多核連携型の都市構造を目指した公共交通体系

- ①移動権の考え方を踏まえた公共交通のあり方
- ②参画と協働による公共交通の維持・充実

基本事項

- ①役割と責務を規定
 - ア) 市民
積極的な公共交通の利用
 - イ) 公共交通事業者
公共交通の維持・充実
 - ウ) 行政
利用促進施策の推進
- ②公共交通施策の基本方針
- ③公共交通空白・不便地域の定義

基本施策

- ①利便性の高い公共交通体系の確立
- ②公共交通の利用促進
- ③市民等が参画できる体制づくり
- ④公共交通空白・不便地域への対応

公共交通空白・不便地域の考え方（例示）

※地図については、参考資料2を参照

①公共交通空白地域

バス停・鉄道駅から半径1,000m以上離れた地域（白色部分）

②公共交通不便地域

(ア) バス停・鉄道駅から半径500～1,000mに該当する地域（黄色部分）

(イ) バス停・鉄道駅から半径500m以内のうち、バス停・鉄道駅との高低差が40m以上の地域（参考資料3の桃色部分）

（参考）歩行速度：80m／分（高齢者60m／分）

歩行距離500mでは6～7分（高齢者8～10分）

歩行距離1000mでは12～13分（高齢者15～20分）

高低差40mについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー新法）に基づき定められた、歩道等を整備する際に使用する勾配の限界値8%から算定を行った

（基本的事項）

	公共交通空白地域	公共交通不便地域
バス停・鉄道駅からの半径距離	1,000m以上離れた地域	500～1000mに該当する地域
対象人口	6,000人	35,000人
対象面積	44km ²	87km ²
公共交通空白・不便地域の解消	公共交通での移動環境(ミニマム)を新たに整備	地域主体の取組みに行政が支援する

（具体的取組み）

	種 別
運行方式	定期運行、デマンド
運行車両	コミュニティバス、乗合タクシー(ジャンボ含)